# ふくしまの住まいの復興とコミュニティの 再生に向けて

Toward Housing Restoration and Community Regeneration of Fukushima

福島県土木部建築住宅課専門建築技師 (復興住宅計画担当) / 1972 年生まれ。 1995 年明治大学理工学部建築学科卒業。 民間企業を経て 1999 年入庁。2016 年から現職。

### 佐久間信之

Nobuyuki Sakuma

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故からすでに6年余りが経過した。ピーク時には、自主避難者も含め16万5千人に及ぶ県民が県内外に避難し、とりわけ役場機能の移転を余儀なくされた七つの町村では、避難者への情報や行政サービスの提供が困難な状況が続き、避難指示区域の再編、賠償、除染の問題と相まって、地域コミュニティ再生に向けての課題が複雑化している。

このようななか、原子力災害による避難者に対しては、安定した住まいの確保はもとより、避難先におけるコミュニティの維持・形成など、長期にわたる避難生活を安心して過ごせるような配慮が不可欠である。

本稿では、本県が震災後実施してきた 被災者・避難者に対する住宅対策とそれ に合わせて実施したコミュニティの維持・ 再生の取組みについて紹介する。

### 応急仮設住宅の供給

本県では、震災後の緊急的な住宅対策として、16,800戸の建設型の応急仮設住宅を供給した。仮設住宅の整備にあたっては、地場産材を使った木造住宅・ログハウスや積層型住宅等の多様な仮設住宅を供給するとともに、阪神・淡路大震災以後の経験を踏まえて、集会施設やグループホーム型仮設住宅の整備、コミュニティに配慮した住棟配置(濡れ縁、玄関の対面配置)およびバリアフリーへの配慮

などさまざまな工夫と改善を行った。

#### 1. バリアフリー仕様

高齢者・障がい者等の利用に配慮した住宅は、誰にとっても利用しやすいことから、屋外への出入口へのスロープや浴室・便所等に手すりを設置するなど物理的障壁の除去された仕様とした。

### 2. グループホーム型仮設住宅(福祉仮 設住宅)の設置

避難の長期化に伴うひとり暮らしの高齢 者等の心身の負担を軽減し、孤立化しない よう、生活援助がしやすい構造・設備(管理 事務室、居間・食堂、多目的便所、共同浴室など)を 有し共同で入居できる「グループホーム型 仮設住宅」(福祉仮設住宅 238戸)を整備した。

#### 3. 集会施設の併設

応急仮設住宅には、ほぼすべての団地 に居住者が利用できる集会施設を整備 した。

集会施設は、住民による自主的運営を 原則とし、各種行事等のために活用される ものであるが、行政、その他関係団体によ る生活支援情報や保健・福祉サービス等 を提供する場所としても利用されている。

## 復興公営住宅における さまざまな配慮

原子力災害による避難者は、地震・津 波の被災者と異なり、ふるさとを離れ避難 先での生活を余儀なくされている。避難 の長期化・広域化によりこれまで築き上



図1 グループホーム型仮設住宅

げてきたコミュニティが崩れ、住民同士の交流が希薄になるなど、避難先におけるコミュニティの維持・形成は大きな課題である。

このため、被災前の地域社会で築かれてきたコミュニティや仮設住宅等で形成された絆を維持しながら、新たな住環境においても周辺から孤立することなく安心して暮らしていくために、入居者同士や地域住民との交流など、新たなコミュニティ形成に向けた支援・取組みが必要であり、新たな場所へ住むことや新しい住民と共に住むことへの不安をハード、ソフト両面で解消していく必要がある。

このような課題認識のもと、本県では、 復興公営住宅(原子力災害避難者向けの災 害公営住宅をいう)の整備や入居者選定、さ らには入居者の交流促進に対して、さまざ まな配慮を行っている。

#### 1. コミュニティ集会所等の整備

集会所は、近隣の団地と共同利用できる場合や既存団地内に復興公営住宅を 建設する場合を除き、原則として設けることとしている。

集会所の規模については、旧公営住宅



図2 コミュニティ集会所の利用状況

の整備基準(平成9年度)を参考に敷地条 件や住棟配置などを踏まえて決定している。

また、住棟内の共用部分には、住民同 士が気軽にお喋りができるようベンチなど を設置し、交流しやすい雰囲気をつくり出 している。

#### 2. 医療・福祉施設の併設

避難者が長期にわたる避難生活を安 心かつ快適に過ごすために、市町村等か らの求めに応じ、避難者支援に必要なサ ポートを提供するための医療・福祉施設 を団地内に整備することとした。

#### ①診療所の整備

双葉地方広域市町村圏組合や浪江町 からの要望を受け、復興公営住宅の入居 者や周辺避難者等が利用できる診療所 をいわき市(2地区)、二本松市(1地区)に 整備することとした。

#### ◎主な機能

診察室、処置室、検査室、歯科治療室、医 局、ミーティング室、事務受付、リハビリ テーション室など

#### ②高齢者サポート拠点の整備

復興公営住宅に入居する高齢者等に対 する総合相談、デイケアサービス、見守り活 動等によるサポートを行うため、いわき市(1 地区)、二本松市(2地区)、三春町(1地区)に 高齢者サポート拠点を整備することとした。 ◎主な機能

食堂兼機能回復訓練室、静養室、訓練 室、浴室、脱衣所、便所、更衣室、洗濯 室、厨房、事務室、相談室など

### 3. グループ入居への配慮

長期避難者におけるコミュニティの維 持は、復興公営住宅に課された大きな使 命であることから、整備される住宅の棟ご とに同じ市町村の方になるべく固まって

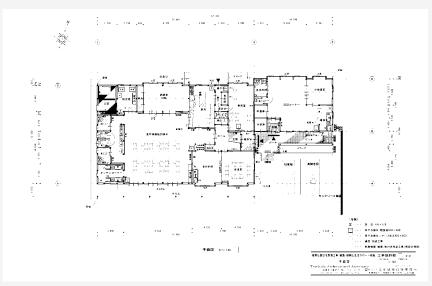


図3 高齢者サポート拠点(二本松市根柄山団地)

入居いただけるよう工夫している。

具体的には、単一世帯ごとではなく市 町村単位や親族同士等、複数世帯でのグ ループ申込みを可能とし、従前地区で形成 されたコミュニティを維持できるよう配慮した。

#### 4. コミュニティ維持・形成や孤立防止

復興公営住宅では、入居者は新たな 環境での生活となるため、そうした環境に おいても、これまでのコミュニティを維持し ながら、入居者同士や地域との新たなコ ミュニティを築いていくことが必要となる。

特に、入居の初期段階においては、慣 れない環境での生活に不安を抱えている 方が多く、隣近所に知り合いも少ないため、(平成29年2月28日現在)。 孤立する恐れがあるなど、コミュニティづく りへの配慮が重要である。また、入居者の 高齢化が進んでおり、戸別訪問による見守 り活動や健康・介護予防などの包括的な 支援の仕組みづくりも課題となっている。

このような状況を踏まえ、本県では、コ ミュニティ交流員を配置し、交流活動や自

治組織の立ち上げを支援しているほか、 生活支援相談員による見守り活動などを 通じて、孤立防止や生活再建に向けた支 援に取り組んでいる。

原子力災害による避難指示は、平成 29年4月に帰還困難区域と大熊町、双葉 町の両町を除いてすべて解除されること となり、ふるさとに戻る人もいれば、ふるさ とを離れ自宅を再建する人、または復興 公営住宅で新たな生活を始める方などさ まざまである。一方、帰還困難区域等に ついては、解除の見通しは立っていない

このようななか、本県では、仮設住宅等 からの移転先として復興公営住宅を選択 した避難者には、豊かなコミュニティのな かで心の安寧と生きがいを保って生活を 送っていただきたいと考えており、引き続 き国や市町村と連携し、避難者に寄り添 いながら全力で支援していく考えである。

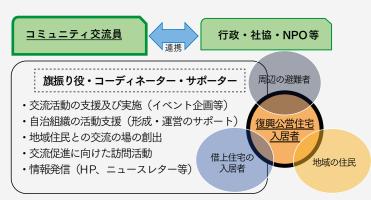


図4 コミュニティ交流員による支援のスキーム